

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年1月12日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和5年1月25日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和5年1月20日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）東分4地区	坂出市建設経済部 農林水産課
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）北山地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）城の角地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）雄山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）古川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）東梶地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）惣社地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）総社南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）三十六地区	〃
北條池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）北條池地区	〃